

< 16-31 >
2016年12月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成28年11月30日付「保医発1130第3号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成28年12月1日より下記検査項目の検体検査実施料が新規適用となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■ 新たに検査料算定が可能となった検査項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
F I P 1 L 1-P D G F R α 融合遺伝子検査	3300点	「D006-3」 Major BCR-ABL1	血液学的検査

ア F I P 1 L 1-P D G F R α 融合遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-3」Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量（1以外のもの）の所定点数を合算した点数を準用して算定する。

イ 本検査は、二次性好酸球増加症を除外した上で、慢性好酸球性白血病又は好酸球増多症候群と診断した患者において、治療方針の決定を目的としてFISH法により測定した場合に、原則として1回に限り算定できる。ただし、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、治療法を選択する必要がある、本検査を再度実施した場合にも算定できる。

ウ 本検査を算定するに当たっては、本検査を必要と判断した理由、検査結果、診断名、選択した治療法及び本検査を再度実施した場合にはその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

以上